

平成 26 年(2014 年)11 月 28 日

指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様

保健福祉推進室長  
介護保険課長

### （介護予防）通所介護の体験利用について

日頃より、介護保険事業の適正な運営に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
この度、（介護予防）通所介護の体験利用について、下記のとおり考え方を整理しましたのでお知らせします。

#### 1 体験利用の位置づけについて

指定通所介護事業所における無料もしくは低額でのサービス提供は、利用者間の公平性の観点等から適正とはいえず、「体験利用」と称して、指定通所介護と同様のサービスを提供する場合には、利用者からその費用の 10 割の支払いを受ける必要があります。

ただし、単なる見学（アセスメントとして必要なものを含む）を無料で行うことは差し支えありません。

また、一連のサービスの一部分のみを短時間で提供する場合など、介護保険制度における通所介護と明確に区分されたサービスを、介護保険外の自費サービスとして実施することも可能です。利用者に指定通所介護とは異なるサービスであることを十分説明し、同意を得た上で、介護保険適用の利用者との間に不公平が生じないよう適切な利用料金を設定する必要があります。この自費サービス事業は、指定通所介護事業所の定員の範囲内で実施し、指定通所介護利用者へのサービス提供に支障がないよう配慮されなければなりません。

#### 2 開設前の体験利用について

開設前に、指定通所介護事業所としての指定を受けていない事業所が「体験利用」と称して指定通所介護と同様のサービスを反復継続して要支援者・要介護者に提供することは不適切であり、認められません。

#### 3 参考

姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  
（平成 24 年姫路市条例第 51 号）

第 104 条

（利用料等の受領）

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供し

た際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例  
(平成24年姫路市条例第52号)**

**第102条**

(利用料等の受領)

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について**

(平成11年9月17日 老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

**第3の一の3 (10)**

② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定通所介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 会計が指定通所介護の事業の会計と区分されていること。